

# 1 時効総論

## 1 時効の援用

### a 意義等

意義	時効によって利益を受ける者が、時効の利益を受ける旨の意思表示(145)
法的性質 (停止条件説)	「時効の援用」によって初めて権利の得喪が生じる(最判昭61.3.17) ∴ 時効の援用によって初めて時効の効果が生じると解することで、当事者の意思を尊重すべきである <sup>(※1)</sup>
効力	時効の効力は、その起算日に遡る(144)

(※1) 各援用権者の意思を尊重するという援用制度の趣旨から、『援用権者が数人いる場合において、そのうちの1人が援用しても、その効果は他の者には及ばない(援用の相対効、大判大8.5.31)』ということが導かれる。

### b 援用権者の範囲——時効により直接に利益を受ける者(範囲を広げる傾向にある)

	援用権者	対象となる権利	可否
取得時効	土地上の建物賃借人(最判昭44.7.15)	建物賃貸人のための土地所有権	×
	表見相続人(相続の回復可能期間) (大判昭7.2.9) <sup>(※2)</sup>	相続財産である不動産	×
消滅時効	保証人(大判昭8.10.13), 連帯保証人(大判昭7.6.21)	主たる債務	○
	物上保証人、抵当不動産の第三取得者	被担保債権	○
効力	売買予約の仮登記がされている不動産の第三取得者(最判平4.3.19)	予約完結権	○
	売買予約の仮登記に後れる抵当権者(最判平2.6.5)	予約完結権	○
詐害行為の受益者(最判平10.6.22)	詐害行為取消権者の被保全債権	○	
金銭債権の債権者(債務者に代位)(最判昭43.9.26)	他の債権者に対する債務	○	
後順位抵当権者(最判平11.10.21)	先順位抵当権の被保全債権	×	

(※2) 被相続人の占有により取得時効が完成した場合において、共同相続人の一人は、自己の相続分の限度においてのみ取得時効を援用することができるにすぎない(最判平13.7.10)。

**2 援用権の喪失**

事 案	時効の完成を知らずに債務の弁済、承認などの自認行為をし、後に時効が完成したことを知った場合、改めて援用できるか
結 論	時効を援用することはできない（最高判昭41.4.20）
理 由	時効完成を知らない以上、時効利益の放棄があったとはいえないが、相手方は、債務者がもはや時効を援用しないとの期待を抱くから、信義則上、時効を援用することは許されない（援用権の喪失）
例 外	債務者が消滅時効完成後に債務の承認をしたときでも、再び新たな時効の進行が始まるので、それが完成すれば、時効を援用することができる（最判昭45.5.21）

**3 時効利益の放棄 cf. 時効の援用**

意 義	時効完成後に時効の利益を受けない旨の意思表示（146）
要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 時効完成後に放棄の意思表示をすること（146）（※3）</li> <li>② 時効にかかる権利につき、処分能力・権限があること（※4）</li> <li>③ 時効完成を知っていること</li> </ul>
効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 援用権者は、時効利益を放棄すると、時効を援用できなくなる（※5）</li> <li>② 時効利益の放棄の効果は、放棄した者に限って及ぶ（相対効） → 主債務者が時効の利益を放棄しても、保証人は、主債務の消滅時効を援用することができる（大判大5.12.25）</li> </ul>

（※3）時効完成前にあらかじめ、放棄することはできない（146）。

（※4）法定代理人等の同意を得ないでした未成年者、被保佐人、被補助人（同意が必要な場合に限る）の放棄、及び成年被後見人の放棄は、取り消すことができる。

（※5）ただし、放棄後、再び新たな時効の進行が始まるので、それが完成すれば、時効を援用することができる（最判昭45.5.21）。

## 4 時効の中止の類型等

	意 義	時効の進行が中止し、それまでの時効期間の経過を無意味にすること
中止の類型	法定中止	裁判上の請求 (149) cf. a
		差押え・仮差押え・仮処分 (147②, 154), 支払督促 (150), 和解及び調停の申立て (151), 破産手続参加等 (152), 催告 (153) <sup>(※6)</sup>
	自然中止	承認 (147③) cf. b
	効 果	占有・準占有状態の喪失 (164, 165)
	原 則	それまでに進行した時効期間は効力を失い、新たな時効の進行が始まる
範 囲	例 外	当事者及びその承継人の間でのみ効力が生じる (相対効 148)
		① 地役権の不可分性 (292) ② 連帯債務者間, 連帯保証人の請求の絶対効 (434, 458・434) ③ 主債務者に対して生じた中断事由の保証人, 物上保証人に対する効力 (457 I, 最判平7.3.10) ④ 自然中止 ! すべての人に対して取得時効を中断する (164, 165)

(※6) 催告は、催告後6か月以内に、裁判上の請求等をしなければ、時効中止効は生じない。

### a 「裁判上の請求」に関する判例

- ① 裁判上の請求があっても、「訴えの却下」又は「訴えの取下げ」があった場合 (149), 「請求が棄却」された場合 (大判明42.4.30), 時効中止の効果は生じない。ただし、その場合でも、訴えの提起に「催告」としての効果は生じる (大判大5.2.12)。
- ② 債権の一部である旨を明示した訴え提起は、残部の消滅時効を中止しない (最判昭34.2.20)。ただし、債権の一部であるとの明示がない場合には、全体が訴訟物であるから、全部の中止を生ずる (最判昭45.7.24)。

### b 承 認

#### ア 具体例

①	一部弁済, 利息の支払, 支払猶予の申入れ	承認に当たる
②	債務者である銀行が、銀行内の帳簿に利息の元金組入れの記載をすること  ∴ 「承認」は相手方に対して表示されることを要するため	承認に当たらない (大判大5.10.13)

#### イ 時効完成前の承認 (156条)

	成年被後見人・未成年者	被保佐人・被補助人
単独で承認すること <sup>(※7)</sup>	できない (取消し可) (大判昭13.2.4)	できる (大判大7.10.9)

(※7) 債務の承認には、処分に関する行為能力・権限は不要であるが (156), 管理能力は必要。

## 2 取得時効

### 1 意義及び要件等

意義	一定期間の権利者らしい事実状態の継続により権利取得の効果が与えられる制度
要件 (162)	<p>① 「所有の意思」をもって、平穏かつ公然に占有を開始すること<sup>(※8)</sup>          ② 他人の物であること<sup>(※9)</sup>          ③ 一定期間の占有の継続があること<sup>(※10)</sup></p> <p>原則 : 20年間の占有継続          占有開始時に善意無過失の場合 : 10年間の占有継続          ! 途中で悪意になってしまっても10年の占有により時効取得することができる</p>
効力	時効が援用されると、占有者は、占有開始時に遡って原始取得する(144) <sup>(※11)</sup>
対象権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権</li> <li>・用益物権 cf. 地役権(283)</li> <li>・担保物権: 質権についてのみ認められる (×留置権, 先取特権, 抵当権)</li> <li>・債権: 不動産賃借権 ∵ 不動産賃借権の物権化の傾向の表れ</li> </ul>

(※8) 自主占有かどうかは、占有取得の原因たる事実によって客観的に判断される(最判昭45.10.29)。売買契約に基づく占有は自主占有であるが、賃貸借契約や寄託契約に基づく占有は他主占有である。

(※9) 「自己の物」(最判昭42.7.21参照)や、「一筆の土地の一部」も時効取得し得る。

(※10) 占有者が、占有を奪われた場合に占有回収の訴え(200)で勝訴し、その占有を回復すれば(203但), 自然中断がなかったものとされる。

(※11) 抵当権の負担の付いた土地について第三者が時効取得した場合、第三者は抵当権の負担のない所有権を取得し、抵当権者は抵当権を失う  
 cf. 抵当権の抹消登記は申請

## 2 時効の起算点

原則	起算点は固定(最判昭35.7.27, 最判平15.10.31)
例外	占有を承継した場合は、自己の占有開始時又は承継した占有の開始時のいずれかを起算点として選択することができる(187Ⅰ)(→a)

### a 占有の承継があった場合

#### 【具体例】

- ① 善意・無過失の占有者Aから悪意のBが占有を承継した場合、Bは、Aの占有と自己の占有を併せて主張して、10年で時効取得することができる(最判昭53.3.6)。
- ② 悪意又は有過失のAから占有を承継した善意・無過失のBは、自己固有の占有のみを主張して、10年で時効取得することができる(187Ⅰ, 162Ⅱ)。

### 3 消滅時効

#### 1 消滅時効にかかるない権利

- ① 所有権（所有権に基づく物権的請求権、登記請求権、共有物分割請求権〔256〕）
- ② 担保物権<sup>(※12)</sup>
- ③ 占有権

<sup>(※12)</sup> 留置権、先取特権、質権、抵当権は、被担保債権が存続する限り、独立して消滅時効にかかるない。抵当権は、債務者と設定者に対しては、被担保債権と同時になければ、時効によって消滅しない（396）。

#### 2 債権の消滅時効の要件

- ① 債権の不行使<sup>(※13)</sup>
- ② 時効期間の満了 → 原則：10年（167Ⅰ）例外：168条以下  
cf. 判決等で確定した権利については10年（174の2Ⅰ）

<sup>(※13)</sup> 消滅時効の起算点は、権利を行使することができる時である（166Ⅰ）。これは、原則として、権利を行使するのに「法律上の障害」がなくなった時を意味する。「事实上の障害」があることは、起算点に影響しない。

#### 3 消滅時効の起算点と履行遅滞の時期の比較

		消滅時効の起算点	履行遅滞の時期
確定期限ある債権		期限到来の時	期限到来の時（412Ⅰ）
不確定期限ある債権		期限到来の時	① 期限が到来し、かつ債務者がこれを知った時（412Ⅱ） ② 期限到来後、債権者が催告した時
期限の定めのない債権	原 則	債権成立の時	履行請求を受けた時（412Ⅲ）
	不法行為に基づく損害賠償債権	被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時（724）	不法行為の時（最判昭37.9.4）
	債務不履行に基づく損害賠償債権	本来の債務の履行を請求できる時（最判平10.4.24）	履行請求を受けた時（412Ⅲ）
	消費貸借に基づく返還請求権	催告に関係なく、消費貸借契約の成立時より相当期間を経過した時	催告後、相当期間経過後（591Ⅰ）
	停止条件付債権	条件成就の時	条件成就後履行請求を受けた時
	同時履行の抗弁権付債権	履行期	履行の提供を受けた時

# 1 条件

## 1 意義

法律行為の効力の発生又は消滅について、将来の不確実な事実の成否にからしめるごと。停止条件（その成就によって法律行為の効力が発生、127Ⅰ）と解除条件（その成就によって既に発生している法律行為の効力が消滅、127Ⅱ）がある。

## 2 条件の種類と法律行為の効力

条件の種類		効力
既成条件 (131) (法律行為の成立当時、既に成否が客観的に確定している条件)	停止条件	条件成就が既に確定
		条件不成就が既に確定
	解除条件	条件成就が既に確定
		条件不成就が既に確定
不法条件 (132) (その条件を付することにより、法律行為全体が不法行為性を帯びること)	停止条件	
	解除条件	無効
不能条件 (133)	停止条件	無効
	解除条件	無条件
純粹隨意条件 (134) (当事者の一方が欲しさえすれば成就させができる条件)	停止条件	債務者の意思のみにかかる場合 (気が向いたら 100 万円贈与する等)
		債権者の意思のみにかかる場合
	解除条件	債務者の意思のみにかかる場合
		債権者の意思のみにかかる場合

無条件…何の条件もつけないこと。

「…で承諾する」

### ③ 条件成就の効果

条件が成就した場合、停止条件付法律行為は条件成就の時からその効力を生じ（127Ⅰ）、解除条件付法律行為は条件成就の時からその効力を失う（同Ⅱ）。ただし、当事者の意思により遡及させることができる（同Ⅲ）。

### ④ 条件成就の妨害等

- ① 条件成就によって不利益を受ける者が、故意に条件の成就を妨害した場合  
→ 相手方は、条件が成就したものとみなすことができる（130）。
- ② 条件成就によって利益を受ける者が、故意に条件を成就させた場合  
→ 130条を類推適用し、相手方は、条件が成就しなかったものとみなすことができる（最判平6.5.31）。

## 2 期 限

### 1 意 義

法律行為の効力の発生・消滅又は債務の履行を、将来到来することが確実な事実の発生にからしめること。

確定期限	事実の発生時点が確定している期限 ex.2020年8月12日
不確定期限	発生時点が不明な期限 ex. Aが死亡した時

#### ！出世払いの約定は不確定期限

- \* 出世する見込みがなくなったら、返さなければならぬ。  
∴ 通常は、「出世しなかったら返さなくてよい」というような契約はしないため（大判大4.3.24）。